

平成 17 年 7 月 15 日

各位

山口県宇部市神原町二丁目 7 番 15 号  
株式会社エムビーイエス  
代表取締役社長 山本 貴士  
(コード番号 : 1401)  
問合せ先 : 管理部長 宮崎 修五  
電話番号 : 0836-37-6585

### ストックオプション(新株予約権)の付与に関するお知らせ

当社は、平成 17 年 7 月 15 日開催の取締役会において、商法 280 条ノ 20 及び商法 280 条ノ 21 の規定に基づきストックオプションとして新株予約権を無償にて発行することの承認を求める議案を下記の通り、平成 17 年 8 月 30 日開催予定の当社第 8 期定期株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせ致します。

#### 記

##### 1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社取締役、監査役及び従業員の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的として、新株予約権を発行するものであります。

##### 2. 新株予約権発行の要領

###### (1) 新株予約権の割当てを受ける者

当社の取締役、監査役及び従業員

###### (2) 新株予約権の目的たる株式の種類

当社普通株式

###### (3) 新株予約権の目的たる株式の数

250 株を総株式数の上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割 (または併合) の比率

###### (4) 発行する新株予約権の総数

250個（新株予約権1個当たりの目的となる株式数1株）

(5) 新株予約権の発行価額

無償とする。

(6) 新株予約権行使時に払込をすべき金額

新株予約権発行の日に属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く）の福岡証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値または、新株予約権を発行する日の前営業日の終値（当該取引がない場合には、それに先立つ直近日の終値とする）のいずれか高い額に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整による生ずる1円未満の端数は切り上げる。

1

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{分割・併合の比率}}{1}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1\text{株あたり払込金額}}{1\text{株当たり時価}}$$

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}{1}$$

(7) 新株予約権行使期間

平成19年9月1日～平成24年8月31日

(8) 新株予約権の条件

- a. 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役、従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由のあると認めた場合にはこの限りではない。
- b. その他、権利行使の条件は新株予約権発行の取締役会決議にもとづき、当社と新株予約権を受けた者の間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。

(9) 新株予約権の消滅事由および条件

- a. 新株予約権が権利行使する前に、当社の取締役、監査役、従業員の地位喪失により新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で償

却することができる。

- b. 当社が消滅会社となる合併契約書の承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、当該新株予約権は無償で償却することができる。

(10) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

(注) 上記の内容については、平成 17 年 8 月 30 日開催予定の当社第 8 期定時株主総会において、「ストックオプションとして新株予約権を発行する件」が承認されることを条件としております。

以上